

質問第一号

駐留軍及び保安隊の演習地接收に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十八年六月二日

参議院議長 河井彌八殿

成瀬 幡 治

駐留軍及び保安隊の演習地接收に関する質問主意書

五月二十九日参議院本会議において岡田宗司議員の内灘及び浅間山麓等演習地に関する緊急質問に対し
て国務大臣内田信也君は、

「米軍が陸上演習場として要求した所が五十一地区ありまして、すでに合意されたるものが二十二区で、そのうち農地が千八百八十三町歩であります。保留中のものが二十四区であります。これが農地が四千四百五十六町歩でございまして、除外したものが五地区だそうであります。それで飛行場は要求が二十八地区でございまして、そのうち合意したものが二十六区で、うち農地が百七十町歩、保留中のものが二地区だそうであります。」

と答弁をしたが、更に詳細に次の諸点につき答弁を求める。

一、駐留軍の施設として接收された処の情況

(イ) 使用目的

(ロ) 場所

(ハ) 接收面積

(ニ) 補償はどうなっているか

二、駐留軍の施設として接收要求をされているもの

(イ) 使用目的

(ロ) 場所

(ハ) 面積

三、保安隊施設についても前二項と同じ